

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

プロジェクトチーム要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター専門部会設置規程（平成24年理事会決議）第7条第2項の規定により、プロジェクトチームの組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 プロジェクトチームは、メンバー15人以内で組織し、センターの理事、正会員又は職員のうちから会長が委嘱する。

(任 期)

第3条 メンバーの任期は、委嘱の日からプロジェクト調査検討報告書を作成し、理事会に提出するまでの間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを1人置き、それぞれメンバーの互選によりこれを定める。

2 リーダーは、会務を取りまとめ、プロジェクトチームを代表する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、リーダーがその議長となる。

2 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、会議にメンバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 会長、事務局長は必要に応じて出席することができる。

(庶 務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、センター事務局で処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクトチームに諮って定める。

附 則（平成27年3月19日理事会議決）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。